

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画

(第2次) 素案

かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち「ひろしま」

～ ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して ～

平成29年(2017年)2月

広島市

1 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第2次)策定について

これまでの経緯

1 第1次計画策定及び中間見直しの背景

- 広島市の自殺者数は、平成10年に急増して以降年間200人を超える状況が続き、深刻な社会問題となりました。
- こうした中、平成18年10月に国の自殺対策基本法が施行され、広島市でもうつ病・自殺(自死)対策を総合的・計画的に推進するため、平成20年6月に「かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち“ひろしま”」を基本理念として、第1次計画(計画期間：平成20～28年度の9か年)を策定しました。
- 平成24年に国の自殺総合対策大綱が改定されたことを受け、第1次計画の推進状況、経済情勢等を踏まえて、平成26年11月に第1次計画の中間見直しを行いました。

2 第1次計画における目標と成果

(1) 広島市の目標設定の考え方

- 第1次計画では、平成19年6月に策定された国の自殺総合対策大綱で示された目標に合わせ、平成28年までに平成17年の自殺死亡率^(※)18.6を20%以上減少させ、14.8以下にすることを数値目標として設定しました。 (※)自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

(2) 広島市の自殺者数・自殺死亡率の推移と成果

- 自殺者数・自殺死亡率は過去最多であった平成19年の263人、22.6をピークに、第1次計画を策定した平成20年以降は減少傾向にあり、計画策定による取組の一定の成果は出ていると考えられます。
- しかしながら、平成27年の自殺死亡率は16.3であり、目標とした14.8以下は未達成となっています。

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自殺者数	263人	241人	252人	236人	202人	217人	192人	233人	192人
自殺死亡率	22.6	20.7	21.5	20.3	17.1	18.4	16.2	19.6	16.3
政令市順位 ^(※)	11位	6位	7位	5位	1位	8位	2位	18位	6位

(※)政令市順位：自殺死亡率の低い方からの順位であり、平成20年までは17政令市、平成21年は18政令市、平成22年～平成23年は19政令市、平成24年以降は20政令市中の順位である。

第2次計画策定の目的

- 平成20年6月の第1次計画の策定以降は、自殺者数が総じて減少するなど一定の成果を挙げてきましたが、計画期間が平成28年度末に終了することから、同計画の基本理念や取組を継承・発展させていくとともに、これまでの取組で明らかとなった課題を踏まえ、うつ病・自殺(自死)対策を進めていくため、第2次計画を策定します。

第2次計画の位置付け

- 国の「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」に基づく市町村計画

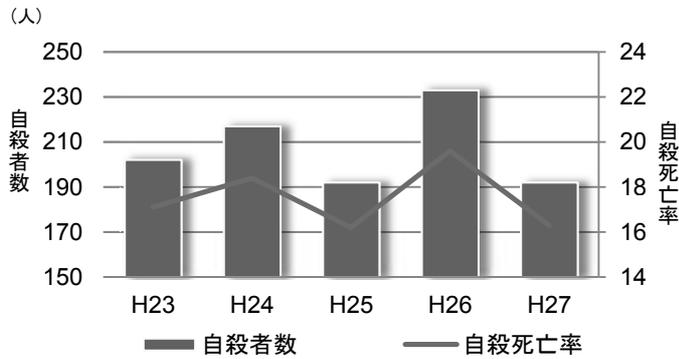
第2次計画の期間

- 平成29年度(2017年度)～平成33年度(2021年度)までの5か年とします。

2 広島市の自殺(自死)の現状と課題

広島市における自殺(自死)の現状

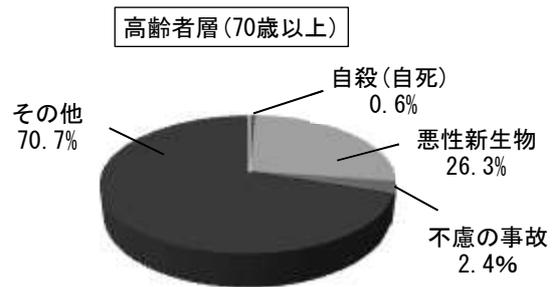
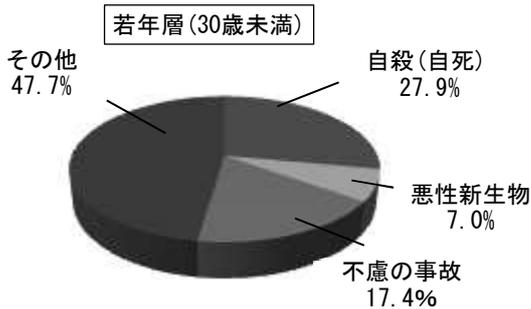
自殺者数・自殺死亡率の推移（広島市）



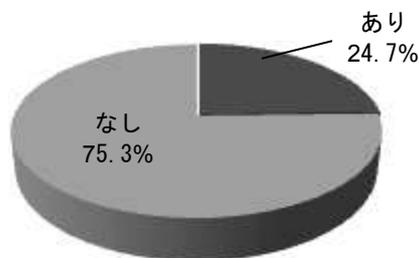
年	H23	H24	H25	H26	H27
自殺者数 (人)	202	217	192	233	192
自殺死亡率 (※)	17.1	18.4	16.2	19.6	16.3

(※) 人口 10 万人当たりの自殺者数

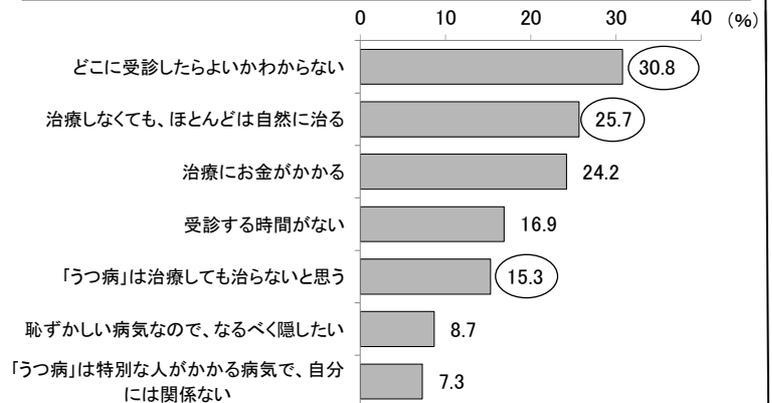
若年層・高齢者層の死因（広島市）（平成 27 年）

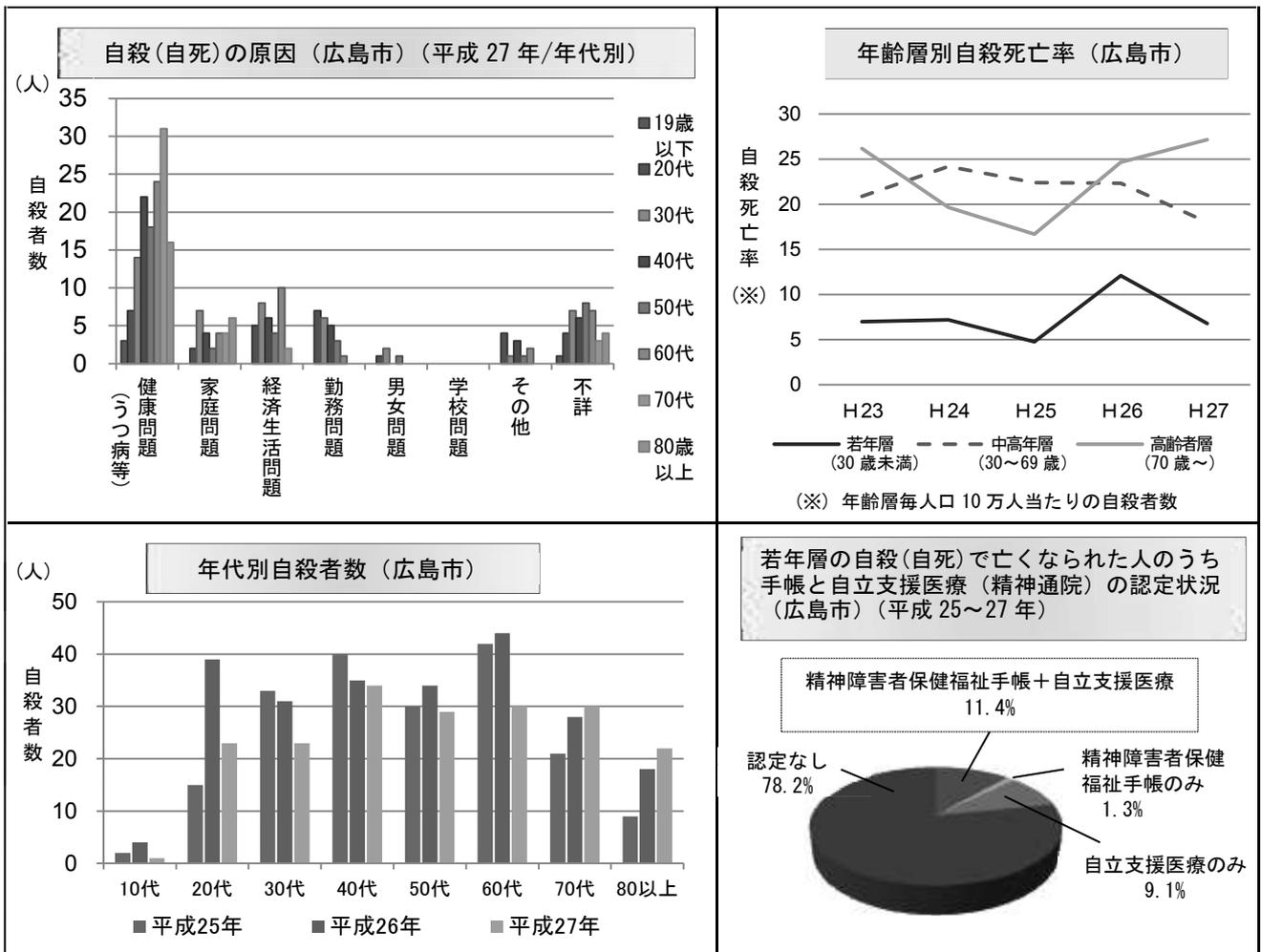


自殺(自死)で亡くなられた人のうち未遂歴のある人の割合（広島市）（平成 27 年）



うつ病になっても病院を受診しない理由（平成 27 年広島市こころの健康に関するアンケート調査結果）





本市の自殺(自死)の現状を見ると、

- 自殺者数は年間200人前後で推移し、高い傾向が続いている
- 若年層は死因の第1位が自殺(自死)である
- 高齢者層の自殺者数が年々増加している
- 自殺(自死)で亡くなった人の25%に自殺未遂歴がある
- うつ病になっても受診先がわからないといった市民やうつ病は自然に治るといった誤った認識の市民が多い

ことなどが把握できました。

課題

これらの現状から、本市が更に自殺者数を減少させるためには、

- 個々の自殺(自死)の実態をより一層明らかにし、社会的要因も踏まえた切れ目のない取組を促進する
- 自殺未遂者等の自殺(自死)リスクが高い人や若年層や高齢者層などで特に手厚い支援が必要な人への対策を強化する
- 社会全体で自殺(自死)対策を効果的に推進していくため、官民連携による生きる支援体制を構築する

必要があると考えられます。

3 広島市の自殺(自死)の現状と課題を踏まえた重点取組施策

重点取組施策

個々の自殺(自死)の実態を更に明らかにするとともに、以下の施策について重点的に取り組めます

1 自殺(自死)の段階、対象及び多様な原因に応じた切れ目のない取組を促進します

- ◎ 広く市民にゲートキーパー(※)としての役割や具体的な対応について啓発するための取組を推進します

(※)ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人

- ◎ 児童生徒の自殺(自死)予防に資する教育を推進します

2 自殺(自死)ハイリスク者や特に手厚い支援が必要な若年層及び高齢者層への対策を強化します

- ◎ 自殺未遂者の再企図の防止など自殺(自死)ハイリスク者に関する効果的な取組を実施します
- ◎ 地域社会との接点が希薄な若年層の自殺(自死)ハイリスク者の早期発見、早期対応のための取組を促進します
- ◎ 高齢者を見守り、支え合う地域づくりを推進します

3 社会全体で自殺(自死)対策を効果的に推進していくため、庁内関係部局や民間等の役割を明確化・共有化し、相互に連携・協働する体制を構築します

- ◎ 自殺(自死)対策に特化した部門を設置し、関係機関との連携を推進します

4 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第2次）の概要

基本理念

かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち「ひろしま」
～ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して～

基本認識

- ◎ 自殺(自死)はその多くが追い込まれた末の死である
- ◎ 自殺(自死)はその多くが防ぐことができる社会的な問題である
- ◎ 自殺(自死)を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

計画の期間

平成29年度（2017年度）～平成33年度（2021年度）までの5か年とします
ただし、新たな自殺(自死)の実態が把握できた時点で、随時、計画の見直しを検討します

計画の基本方針

第1次計画策定以降は、自殺者数が総じて減少するなど一定の成果を挙げてきた実績を踏まえ、第2次計画においては、従前の切れ目のない取組を維持・発展させていくとともに、これまでの取組で明らかとなった課題について、重点的に取り組んでいくことにより総括目標の達成を目指します

計画の目標

総括目標

広島市の自殺死亡率(*)を13.0以下にする(平成27年比で20%、39人減)

(*)自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

個別目標	現状	目標値【設定理由】
若年層(30歳未満) の自殺死亡率(*) (※)自殺死亡率：若年層人口 10万人当たりの自殺者数	平成27年 6.8	平成33年に27年比で10%以上減少 (高齢者層等と比較して自殺死亡率が低いこと、また、自殺(自死)既遂者の約11%は精神障害者保健福祉手帳交付等の公的支援で行政と関わりがあることから自殺死亡率の10%以上減少を目標とします)
高齢者層(70歳以上) の自殺死亡率(*) (※)自殺死亡率：高齢者層人口 10万人当たりの自殺者数	平成27年 27.2	平成33年に27年比で20%以上減少 (他の年齢層と比較して自殺者数が増加傾向にある中、地域の見守り支援等の支援が比較的に多いため、支援施策の強化・拡充により、自殺死亡率の20%以上減少を目標とします)
自殺者のうち未遂歴 を有する人の割合	平成27年 24.7%	平成33年に27年比で50%以上減少 (コーディネーターによる介入支援によって、6か月の間、再企図率を半減させる効果があるとの検証結果を受け、未遂者支援の実施による未遂歴のある自殺者の割合の50%以上減少を目標とします)

施策体系

下表は主な施策を抽出して記載しており、◎印は本計画における新規事業を、**太字**は重点事業を示しています

自殺(自死)の実態把握

個々の自殺(自死)の実態について、以下の取組によって更に明らかにし、下表の切れ目のない取組をより効果的に実施するとともに、新たに明らかになった実態に即した自殺(自死)対策を強化します

◎**広島市自殺(自死)対策推進センター(仮称)の設置・運営(情報分析・基本計画策定員の配置)**

◎**自殺(自死)に至るプロセス調査**

切れ目のない取組	一般的な施策	ハリスル者・若年層・高齢者層への対策	関係団体等の連携・協働の体制
(1) 市民一人一人の気づきと見守りを促す	<ul style="list-style-type: none"> ○命の大切さを学ばせる教育の充実 ○自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発(市民を対象としたゲートキーパーとしての役割や対応についての啓発) ○自殺予防週間及び自殺対策強化月間の推進(心といのちを守るシンポジウムの開催等) ○覚せい剤等相談事業(精神・身体的影響の知識の普及啓発) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺(自死)対策に関するホームページの充実
(2) 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員への研修(子どもの自殺(自死)予防) ○かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上 ○民生委員・児童委員等への研修の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○保健センター等の相談機関職員の資質の向上(ゲートキーパー養成) ○自殺(自死)対策従事者への心のケアの推進
(3) 心の健康づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる相談活動 ○労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルズ指針)の普及 ○アルコール等依存症者の家族への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○思春期の心の成長を促す指導 ○広島ひきこもり相談支援センターの運営 ○高齢者の外出・交流機会の提供 ○高齢者いきいき活動ポイント事業の実施 ○保健師による訪問型支援の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業と連携した健康教室の開催
(4) 適切な精神科医療等を受けられるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者通院医療費助成 ○舟入市民病院小児心療科外来による支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科救急医療システムの運営【24H体制】(24H精神科救急センター受入、24H電話相談など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医師・産業医と精神科医との連携強化 ○精神科医療機関からの相談支援機関の情報提供
(5) 社会的な取組で自殺(自死)を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○多重債務・法的問題への相談の実施 ○失業者・経営者に対する相談支援 ○中小企業融資制度 ○配偶者暴力相談支援センターの運営 ○慢性疾患患者等の家族への相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎広島市自殺(自死)対策推進センター(仮称)の設置・運営(自殺(自死)対策専門相談員の配置) ○生活困窮者の自立支援事業(くらしサポートセンター) ○住民主体の訪問型生活支援事業 ○高齢者地域支え合い事業の実施 ○認知症カフェ運営事業の実施 ○いじめ110番の運営 ○虐待の相談・支援(児童相談所、地域包括支援センター、障害者虐待防止センターなど) ○働く女性・若者のための就労環境整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり ◎広島市自殺(自死)対策推進センター(仮称)の設置・運営(自殺(自死)対策連携推進員の配置)
(6) 自殺未遂者の自殺(自死)を防ぐ		<ul style="list-style-type: none"> ○自殺未遂者に対する退院後の支援体制の構築(自殺未遂者支援コーディネーターの配置) ○救急搬送者等への相談機関掲載カードやリーフレットの配布 	
(7) 遺された人の苦痛を和らげる	<ul style="list-style-type: none"> ○自死遺族等グループの運営支援 ○自死遺族等向けリーフレットの作成・配布 ○学校等への事後対応マニュアルの普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員やスクールカウンセラーによる遺された人への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○自死遺族や自死遺児支援のための講演会・研修会等の実施
(8) 民間団体等との連携を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ○民間相談団体の活動紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○広島いのちの電話相談員研修事業補助【24H体制】 ○ひろしまチャイルドラインリーダーの電話相談事業補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○「暮らしとこころの総合相談」及び「まちかど生活相談会」の実施 ○NPO法人高次脳機能障害サポートネットワークひろしまへの相談事業委託 ◎広島市自殺(自死)対策推進センター(仮称)の設置・運営(自殺(自死)対策連携推進員の配置) (再掲)

計画の推進(PDCAサイクル) ※

(※) PDCAサイクル

Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(評価)⇒Action(改善)の循環とし、継続的な改善を推進するマネジメント手法

- ◎ 新たな自殺(自死)の実態が把握できた時点で、随時、計画の見直しを検討します
- ◎ 計画の達成状況を毎年点検・評価し、必要に応じて見直しを検討します

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第2次)の施策体系

基本理念：かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち「ひろしま」
～ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して～

◎ 自殺(自死)の実態把握

○印は本計画における新規事業を、**太字**は重点事業を示します。

個々の自殺(自死)の実態について、以下の取組により更に明らかにし、下表1～8の切れ目のない取組をより効果的に実施するとともに、新たに明らかになった実態に即した自殺(自死)対策を強化する

- ア 広島市自殺(自死)対策推進センター(仮称)の設置・運営(情報分析・基本計画策定員の配置)
- イ 自殺(自死)に至るプロセス調査

1 市民一人一人の気づきと見守りを促す

- ① 自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に対する正しい理解の促進
 - ア **自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発(市民を対象としたゲートキーパーとしての役割や対応についての啓発)**
 - イ **自殺予防週間(9月10日～16日)及び自殺対策強化月間(3月)の推進(心といのちを守るシンポジウムの開催等)**
 - ウ 自殺(自死)予防に関するホームページの充実
 - エ 精神保健福祉センターによる普及啓発
 - オ 産後の心身の変化や産後うつ病に関するリーフレットの配布
 - カ 覚せい剤等相談事業(精神・身体的影響への正しい知識の普及啓発)
- ② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施
 - ア 子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施
 - イ いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施
 - ウ **命の大切さを学ばせる教育の充実**
 - エ 人権教育の推進

2 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

- ① 医療関係者の資質向上
 - ア かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上
 - イ 産業保健スタッフの資質向上
- ② 相談支援関係者等の資質向上
 - ア **保健センター等の相談機関職員の資質向上(ゲートキーパー養成)**
 - イ 民生委員・児童委員等への研修
- ③ 教職員等の資質向上
 - ア 精神保健福祉センター教育研修事業の実施
 - イ 教職員の啓発
 - ウ **教職員への研修(子どもの自殺(自死)予防)**
 - エ 青少年教育相談員への研修
- ④ 自殺(自死)対策従事者への心のケアの推進
 - ア 自殺(自死)対策従事者への心のケアの推進

3 心の健康づくりを進める

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)の普及
 - イ 企業と連携した健康教室の開催
 - ウ 「広島市地域保健・職域保健連携推進協議会」における職場のメンタルヘルス対策の実施
- ② 地域における心の健康づくりの推進
 - ア 元気じゃけんひろしま21(第2次)の推進
 - イ 心の健康づくりの推進
 - ウ **保健師による訪問型支援の拡充**
 - エ アルコール等依存症者の家族への支援
 - オ 広島ひきこもり相談支援センターの運営
 - カ 高齢者の多様な活動の支援
 - キ **高齢者の外出・交流機会の提供**
 - ク **高齢者いきいき活動ポイント事業の実施**
 - ケ 被爆者の健康づくりの推進
 - コ 男女共同参画推進センターでの健康に関する各種講座の開催
 - サ 青少年支援メンター制度の推進
 - シ 区役所こども家庭相談コーナー(家庭児童相談室)の運営
 - ス 健康の保持・回復のための運動施設の設置(公園緑地の活用)
- ③ 学校における心の健康づくりの推進
 - ア **スクールカウンセラーによる相談活動(スクールカウンセラー活用事業)**
 - イ 教職員による心の健康づくり
 - ウ 思春期の心の成長を促す指導
 - エ 心の健康相談事業の実施
 - オ 市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言
 - カ 広島市立大学カウンセリングサービスの実施
 - キ 市立看護専門学校スクールカウンセリングの実施

4 適切な精神科医療等を受けられるようにする

- ① 精神科医療等の充実
 - ア 精神科医療機関の紹介
 - イ 精神障害者通院医療費助成
 - ウ 精神科救急医療システムの運営(24H精神科救急センター受入、24H電話相談など)
 - エ かかりつけの医師・産業医と精神科医との連携強化
 - オ かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上(再掲)
 - カ **精神科医療機関からの相談支援機関の情報提供**
- ② 子どもの心の診療体制の整備の推進
 - ア 環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童に対する入所・通所治療
 - イ 舟入市民病院小児心療科外来による支援
 - ウ 教職員による相談活動
 - エ 青少年総合相談の実施
 - オ 心の健康相談事業の実施(再掲)

5 社会的な取組で自殺(自死)を防ぐ

- ① 相談機関ネットワーク体制の整備
 - ア うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり
 - イ 相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)の配付
 - ウ **広島市自殺(自死)対策推進センター(仮称)の設置・運営(自殺(自死)対策連携推進員の配置)**
- ② 精神保健福祉に関する相談
 - ア 心の健康づくりの推進(再掲)
 - イ アルコール等依存症者の家族への支援(再掲)
 - ウ **広島市自殺(自死)対策推進センター(仮称)の設置・運営(自殺(自死)対策専門相談員の配置)**
 - エ 広島ひきこもり相談支援センターの運営(再掲)
- ③ 生活支援に関する相談
 - ア 生活困窮者の自立支援事業の実施(くらしサポートセンター)
 - イ 消費生活センターでの多重債務問題への対応
 - ウ 市民相談センター等での法律相談の実施
- ④ 中小企業の経営に関する相談
 - ア 中小企業支援センターでの相談事業の実施
 - イ 中小企業金融対策の実施(広島市中小企業融資制度)
- ⑤ 雇用に関する相談・支援
 - ア 広島市雇用対策協定に基づく就労支援等の取組の推進
 - イ キャリアカウンセリング等相談事業の実施
 - ウ 若者の自立・就労支援対策事業の実施
 - エ 街なかキャリアアップ運営事業の実施
 - オ **働く女性・若者のための就労環境整備の推進**
- ⑥ 女性及び男性のための相談
 - ア 妊娠・出産包括支援事業の実施
 - イ 母子相談の実施
 - ウ 女性のためのなんでも相談の実施
 - エ 男性のためのなんでも相談の実施
- ⑦ 暴力に関する相談
 - ア 暴力被害相談の実施
 - イ 犯罪被害者等総合相談窓口の運営
 - ウ 配偶者暴力相談支援センターの運営
- ⑧ インターネット上の有害サイトへの対応
 - ア 電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進
- ⑨ 高齢者とその介護者への支援
 - ア 地域包括支援センターにおける相談の実施
 - イ 保健・医療・福祉総合相談窓口の運営
 - ウ 住民主体の訪問型生活支援事業の実施
 - エ 家族介護教室の開催
 - オ 介護に関する相談の実施
 - カ **高齢者地域支え合い事業の実施**
 - ク **認知症カフェ運営事業の実施**
 - コ 認知症初期集中支援推進事業の実施
 - サ 認知症コールセンター運営事業の実施
 - シ 認知症高齢者家族の会育成・支援事業の実施
 - ス 認知症疾患医療センター運営事業の実施
- ⑩ 子どもの自殺(自死)の防止
 - ア いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施
 - イ 学校問題解決支援事業の実施
 - ウ いじめ110番の運営
 - エ 「子どものいじめ」に関する情報提供窓口の運営
 - オ 心の健康相談事業の実施(再掲)
 - カ 市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言(再掲)
 - キ 青少年支援メンター制度の推進(再掲)
- ⑪ 慢性疾患患者等に対する支援
 - ア 小児慢性特定疾病の子どもと保護者のための相談の実施
 - イ 難病患者及び家族への相談の実施
- ⑫ 虐待の防止
 - ア 児童相談所等における児童虐待の相談・支援
 - イ 区役所こども家庭相談コーナー(家庭児童相談室)の運営(再掲)
 - ウ 保健・医療・福祉総合相談窓口や地域包括支援センター等における高齢者虐待の相談・支援
 - エ 障害者虐待防止センターにおける障害者虐待の相談・支援

6 自殺未遂者の自殺(自死)を防ぐ

- ① 自殺未遂者や家族に対する支援
 - ア **自殺未遂者に対する退院後の支援体制の構築(自殺未遂者支援コーディネーターの配置)**
 - イ **救急搬送者等への相談機関掲載カードやリーフレットの配布**
 - ウ 教職員による自殺未遂者への支援
 - エ スクールカウンセラー活用事業による自殺未遂者への支援(スクールカウンセラー活用事業)
 - オ 青少年総合相談の実施(再掲)
 - カ 教職員の啓発(再掲)
 - キ 相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)の配付(再掲)

7 遺された人の苦痛を和らげる

- ① 大切な人を自死で亡くされた方(自死遺族等)への支援
 - ア 自死遺族等グループの運営支援
 - イ 自死遺族等支援のための講演会・研修会等の実施
 - ウ 自死遺児支援のための研修会の実施
 - エ 自死遺族等向けリーフレットの作成・配布
- ② 学校での事後対応の促進
 - ア 事後対応マニュアルの普及
 - イ 専門家チームの派遣
 - ウ 教職員による遺された人への支援
 - エ スクールカウンセラーによる遺された人への支援(スクールカウンセラー活用事業)
 - オ 教職員の啓発(再掲)

8 民間団体等との連携を強化する

- ① 行政と民間団体、民間団体間の連携の強化
 - ア うつ病・自殺対策推進連絡調整会議におけるネットワークづくり
 - イ うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり(再掲)
 - ウ **広島市自殺(自死)対策推進センター(仮称)の設置・運営(自殺(自死)対策連携推進員の配置)**
 - エ 相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)の配付(再掲)
 - オ 民間相談団体の活動紹介
 - カ 社会福祉法人広島いのちの電話相談員研修事業補助(24H電話相談)
 - キ NPO法人ひろしまチャイルドラインフリーダイヤル「その思い、きかせて!」の電話相談事業に対する補助
 - ク 高次脳機能障害者支援事業(特定非営利活動法人高次脳機能障害サポートネットひろしまへの相談業務委託)
 - ケ 「暮らしとこころの総合相談」及び「まちかど生活相談会」の実施